

日本籍タンカーの復原性計算機の要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 N 編及び S 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
鋼船規則検査要領 N 編及び S 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

日本籍タンカーの復原性計算機の要件に関する事項

改正理由

2014 年 4 月に開催された IMO 第 66 回海洋環境保護委員会 (MEPC66) 及び 2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において、油タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対して復原性計算機の搭載を義務化する MARPOL 条約改正、IBC コード改正及び IGC コード改正が行われ、それぞれ IMO 決議 MEPC.248(66), MEPC.250(66), MSC.369(93) 及び MSC.370(93) として採択された。本規定は既に本会規則に取り入れている。

本規定に関し、日本籍船舶に対する復原性計算機の承認証明書及び日本籍内航船に対する復原性計算機の搭載免除に関する船舶設備規程検査心得が発行され、取り扱いが明確化された。

このため、船舶設備規程検査心得との整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 日本籍の液化ガスばら積船、危険化学品ばら積船及び油タンカーに対し、復原性計算機の承認証明書に関する要件を改めた。
- (2) 日本籍内航現存船の液化ガスばら積船、危険化学品ばら積船及び油タンカーに対し、復原性計算機の免除に関する要件を規定した。

改正条項

鋼船規則 N 編 2.2.4
鋼船規則 S 編 2.2.3
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.2
鋼船規則検査要領 N 編 N1.1.1
鋼船規則検査要領 S 編 S1.1.1
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 3 編 1.1.1